

島本町ごみ集積場所の設置に関する基準

令和2年9月14日
最近改正 令和4年4月1日

この基準は、「ごみ集積場所」について、清潔な生活環境の保全及びごみ収集業務の安全衛生を図るため、その設置について、必要な事項を定めるものとする。

1 定義

- (1) ごみ集積場所とは、家庭系一般廃棄物の集積及び収集を行うための場所のことをいう。
- (2) 本基準が対象とする開発者は、「島本町開発行為等の適正化及び環境保全等に関する指導要綱」（以下、「開発指導要綱」という）第2条に定める開発行為等を行うものをいう。

2 開発者の責務

開発者は本基準の主旨を理解し、ごみ集積場所の設置にあたっては、これを遵守しなければならない。

3 設置義務

- (1) 開発者は、次のいずれかに該当する場合には、開発行為等区域内にごみ集積場所を確保しなければならない。
 - ア 計画区域300平方メートル以上で計画戸数が2戸以上の開発行為等
 - イ 計画戸数が3戸以上の開発行為等
- (2) 計画区域300平方メートル未満で計画戸数が2戸の開発行為等
 - ア 当該開発行為等区域周辺の既存ごみ集積場所を利用することができる。ただし、開発者は、当該既存ごみ集積場所を利用する関係住民に対し、説明・協議を十分に行い、承諾を得た後、ごみ集積場所利用承諾届出書（様式第1号）を町に提出しなければならない。なお、既存住宅の建替えや増築に伴う開発行為等であって、戸数が増加しないものについては、ごみ集積場所利用承諾届出書（様式第1号）の提出を要しない。
 - イ 開発者は、アに規定する説明・協議の結果、既存ごみ集積場所の利用承諾が得られなかった場合又は近隣にごみ集積場所が存在しない場合には、開発行為等区域内にごみ集積場所を確保しなければならない。

4 ごみ集積場所の構造等

- (1) 戸建住宅・分譲目的の長屋住宅

ア 設置個所数

利用世帯数が概ね15戸以内にか所設置するものとする。

イ 設置場所

- (ア) ごみ収集車が通り抜けることができる道路に面する場所又はその近辺であること。道路交通法の規定に従い、交差点の側端、道路の曲がり角、横断歩道の側端から5メートル以内の場所は避けること。
- (イ) (ア)で定める場所に設置することができない場合は、ごみ収集車が安全に転回できる空間を設けること。

- (ウ) ごみ収集車が容易に横付けし、安全に収集できる場所であること。
- (エ) 道路とごみ集積場所の間に水路や道路側溝等があり、人や廃棄物の落下の危険があるときは、各々の施設管理者と協議のうえ、その解消を図ること。

ウ 設置必要面積

別表 1 の通り

エ 形状

- (ア) 開口部以外の三面を高さ 75 センチメートル以上のブロックまたはコンクリートの塀で囲むこと。
- (イ) 床はコンクリートとし、雨水排水のため緩やかな勾配を付けること。
- (ウ) 開口部及び奥行は原則 1 メートル以上確保すること。

(2) 共同住宅（別表 2 に規定する換算戸数が 70 戸未満）、賃貸目的の長屋住宅

ア 設置個所数

別途協議するものとする。

イ 設置場所

- (1) 戸建住宅・分譲目的の長屋住宅に準ずる

ウ 設置必要面積

別表 2 の専有面積区分ごとの換算戸数の合計を計画戸数とみなして、別表 1 から求める。

エ 形状

- (ア) 開口部以外の三面を高さ 75 センチメートル以上のブロックまたはコンクリートの塀で囲むこと。
- (イ) 床はコンクリートとし、雨水排水のため緩やかな勾配を付けること。
- (ウ) 開口部及び奥行は最低 1 メートル以上確保すること。
- (エ) 屋根、扉、給排水設備などの付帯設備を必要に応じて設けることができる。
屋根を設置する場合は、建築基準法等各種法令を順守すること。また、高さ 2.2 メートル以上とし、収集作業員が立位のまま収集作業を行えるようにすること。
扉を設置する場合は原則として引戸とし、収集作業員が立位のまま通行できる高さのものとする。
据置型ごみストッカーを設置する場合は、原則として台所ごみを含む可燃ごみのみを貯留するものとし、ごみストッカー設置部分を除いたごみ集積場所の面積を別表 3 以上とすること。また、前面パネルの高さが概ね 60 センチメートルを超えるものについては、パネルが収集時に容易に開閉できる構造を備えたものとする。

(3) 共同住宅（別表 2 に規定する換算戸数が 70 戸以上）

原則として自動積込式貯留設備を設置するものとし、構造等については別に協議するものとする。

5 協議等

- (1) 開発者は、ごみ集積場所の設置にあたっては、事前に町とその設置場所、構造等につ

- いて協議を行い、ごみ集積場所の完成後はその検査を受けて合格しなければならない。
- (2) 開発者は、ごみ集積場所設置予定場所の近隣住民（特にごみ集積場所の両隣及び開口部前方）に対し、設置に関する説明・協議を十分に行い、承諾を得た後、ごみ集積場所設置承諾届出書（様式第2号）を町に提出しなければならない。
 - (3) 協議後に、ごみ集積場所の位置、構造等に変更の必要が生じた場合、開発者は速やかに近隣住民及び町と再度協議を行わなければならない。
 - (4) 協議の際に必要な書類は、ごみ集積場所の付近見取り図、配置図、詳細図（平面図、立面図）とする。
 - (5) 開発者は、その開発行為等区域に既存ごみ集積場所が接しており、その開発行為等の実施に当たり支障が生じるため、当該既設ごみ集積場所の移設を求める場合は、当該既設ごみ集積場所を利用する関係住民に対し、説明・協議を十分に行い、承諾を得た後、ごみ集積場所移設届（様式第3号）を町に提出しなければならない。
 - (6) 開発者は、協議・設置にあたって、近隣住民等からの苦情、紛争、その他トラブルが生じた場合には、開発者自ら責任をもってこれを処理・解決しなければならない。

6 日常の維持管理等

開発者は、住宅又は土地購入者に対し、次の内容を周知しなければならない。

- (1) 戸建住宅・長屋住宅においては、ごみ集積場所を町に移管（寄附）した場合であっても、維持管理は利用者が行い、清潔な利用とごみ出しルールを遵守すること。
- (2) 共同住宅においては、所有者又は管理者がこれを維持管理し、入居者に対し清潔な利用とごみ出しルールを遵守するよう指導すること。

7 留意事項

- (1) 開発者は、ごみ収集開始希望日の7日前までに町に連絡し了承を得なければならない。
- (2) 戸建住宅・長屋住宅の開発行為等に伴い設置されたごみ集積場所については、町に移管（寄附）することができる。ただし、ごみ集積場所として町が求める必要最低限のもの以外のものが設置されている場合や、特別な意匠を施した場合は、町へ移管（寄附）できない場合がある。
- (3) 最初の開発行為等に隣接して、同一開発者（事業を引き継いだものを含む）又は同一土地所有者により開発行為等を行う場合は、その開発行為の完了から2年未満の場合は、同一事業とみなし、当基準3から7までの規定を適用する。
- (4) 開発者は、5(2)、(5)、(6)、6について、確約書（様式第4号）を町に提出しなければならない。

なお、計画区域300平方メートル以上の場合は、開発指導要綱に基づく事前協議の際に、それ以外の場合は速やかに提出するものとする。

- (5) 開発者は、この基準に定めのない事項や疑義がある場合は、あらかじめ町に協議を行い、その指導に基づき対応しなければならない。

附 則

（実施期日）

- 1 この基準は令和2年9月14日から施行する。

附 則

（実施期日）

- 1 この基準は令和4年4月1日から施行する。

別表1 ごみ集積場所の必要面積

計画戸数	面積	計画戸数	面積	計画戸数	面積
1戸	-	11戸	5.5 m ²	21戸	9.7 m ²
2戸	1.0 m ²	12戸	6.0 m ²	22戸	9.9 m ²
3戸	1.5 m ²	13戸	6.5 m ²	23戸	10.1 m ²
4戸	2.0 m ²	14戸	7.0 m ²	24戸	10.3 m ²
5戸	2.5 m ²	15戸	7.5 m ²	25戸	10.5 m ²
6戸	3.0 m ²	16戸	7.9 m ²	26戸	10.7 m ²
7戸	3.5 m ²	17戸	8.3 m ²	27戸	10.9 m ²
8戸	4.0 m ²	18戸	8.7 m ²	28戸	11.1 m ²
9戸	4.5 m ²	19戸	9.1 m ²	29戸	11.3 m ²
10戸	5.0 m ²	20戸	9.5 m ²	30戸	11.5 m ²

別表2 共同住宅の換算戸数

専用面積区分	換算戸数
60 m ² 以上	1戸
35 m ² 以上 60 m ² 未満	2/3戸
35 m ² 未満	1/3戸

算定個数の合計は、小数点以下切り上げとする。

別表3 ごみストッカー設置部分を除いた最低必要面積

計画戸数	面積	計画戸数	面積	計画戸数	面積
1戸	-	11戸	3.2 m ²	21戸	5.1 m ²
2戸	1.0 m ²	12戸	3.4 m ²	22戸	5.2 m ²
3戸	1.0 m ²	13戸	3.6 m ²	23戸	5.3 m ²
4戸	1.2 m ²	14戸	3.8 m ²	24戸	5.4 m ²
5戸	1.5 m ²	15戸	4.0 m ²	25戸	5.5 m ²
6戸	1.8 m ²	16戸	4.2 m ²	26戸	5.6 m ²
7戸	2.1 m ²	17戸	4.4 m ²	27戸	5.7 m ²
8戸	2.4 m ²	18戸	4.6 m ²	28戸	5.8 m ²
9戸	2.7 m ²	19戸	4.8 m ²	29戸	5.9 m ²
10戸	3.0 m ²	20戸	5.0 m ²	30戸	6.0 m ²

様式第1号

ごみ集積場所利用承諾届出書

年 月 日

(あて先) 島本町長

住所

届出者 氏名

電話番号

今回、次の開発行為等により建築される住宅の居住者が、既存ごみ集積場所を利用することについて、利用者の承諾を得ましたので届け出ます。

開発行為等の場所	島本町
建築予定戸数	戸
既存ごみ集積場所の位置	別添位置図のとおり
届出者が遵守すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・利用にあたり、関係住民に対し、説明・協議を十分に行うこと。 ・苦情、紛争その他トラブルが生じた場合は、届出者自らが責任をもってこれを処理・解決すること。 ・開発行為等によって建築される住宅の居住者に対し、日常維持管理に協力し、ごみ出しルールを遵守するように指導すること。
利用者同意 (注)	住所 島本町 氏名
	住所 島本町 氏名
	住所 島本町 氏名
	住所 島本町 氏名
	住所 島本町 氏名
	住所 島本町 氏名
	住所 島本町 氏名
	住所 島本町 氏名

(注) ごみ集積場所の利用者全員に同意を得て、署名いただく必要があります。

様式第2号

ごみ集積場所設置承諾届出書

年 月 日

(あて先) 島本町長

住所

届出者 氏名

電話番号

今回、次の開発行為等による住宅の、居住者用ごみ集積場所の設置について、周辺住民の承諾を得ましたので、届け出ます。

開発行為等の場所	島本町
建築予定戸数	戸
新設ごみ集積場所の位置	別添位置図のとおり
周辺住民の同意 (注)	住所 島本町 氏名
	住所 島本町 氏名
	住所 島本町 氏名
	住所 島本町 氏名
	住所 島本町 氏名

(注) ごみ集積場所を設置する場所の周辺住民(両隣及び開口部前方など)に同意を得て、署名をいただく必要があります。

様式第3号

ごみ集積場所移設届出書

年 月 日

(あて先) 島本町長

住所

届出者 氏名

電話番号

ごみ集積場所を移設し、町によるごみの収集をしていただきたいので、次のとおり届け出ます。また、ごみ収集の円滑な業務遂行に協力し、移設に関する一切の責任を負うことを誓約します。なお、ごみ集積場所の管理に係る近隣住民とのトラブル等については、私たちが責任をもって解決し、町に迷惑をかけることはいたしません。

利用世帯数	世帯		
移設場所 (注1)	島本町		
収集開始 希望日	年	月	日
土地所有者 承諾 (注2)	住所	氏名	
周辺住民の 同意 (注3)	住所 島本町	氏名	
	住所 島本町	氏名	
	住所 島本町	氏名	
	住所 島本町	氏名	
	住所 島本町	氏名	
利用者 同意 (注4)	別添のとおり		

(注1) ごみ集積場所位置図を添付してください。(ごみ集積場所の場所を図示すること)

(注2) ごみ集積場所を設置する土地の所有者に承諾を得て、署名いただく必要があります。ただし、当該土地が島本町の所有地である場合は、署名は不要です。

(注3) ごみ集積場所を設置する場所の周辺住民(両隣及び開口部前方など)に同意を得て、署名をいただく必要があります。

(注4) ごみ集積場所の利用者全員に同意を得て、署名いただく必要があります。

同意書

	住 所	居住者等氏名
1	島本町	
2	島本町	
3	島本町	
4	島本町	
5	島本町	
6	島本町	
7	島本町	
8	島本町	
9	島本町	
10	島本町	
11	島本町	
12	島本町	
13	島本町	
14	島本町	
15	島本町	
16	島本町	
17	島本町	
18	島本町	
19	島本町	
20	島本町	

確約書

(あて先) 島本町長

開発行為等を実施するにあたり、次の事項について、その実施を確約いたします。

- 1 ごみ集積場所の設置にあたっては、ごみ集積場所設置予定場所の周辺住民（特にごみ集積場所の両隣並びに開口部前方を含む）に対して、説明・協議を十分に行い、承諾を受けた上で設置します。
- 2 開発行為等区域に、近隣の既存ごみ集積場所が接し（面し）ており、その開発行為等の実施にあたって支障が生じるため、当該既存ごみ集積場所の移設を求める場合は、当該既存ごみ集積場所を利用する関係住民に対して、説明・協議を十分に行い、承諾を受けます。
- 3 ごみ集積場所の設置又は既存ごみ集積場所の移設、若しくはそれらの設置及び移設の両方にあたって、苦情、紛争、その他トラブルが生じた場合は、開発者自らが責任をもってこれを解決・処理します。
- 4 設置したごみ集積場所を町に移管したとしても、その日常の維持管理はこれを利用する者が行い、清潔の保持に努め、ごみ出しのルールを遵守するように十分に周知します。共同住宅等にあつては、その所有者又は管理者が日常の維持管理を行い、その入居者に対してごみ出しのルールを遵守するよう指導します。
- 5 ごみ集積場所の利用及びその管理に係る近隣住民からの苦情、紛争、その他トラブルは、その利用者（共同住宅にあつては所有者又は管理者）が、協働し、責任をもって処理・解決するよう、十分に周知します。

年 月 日

住所

確約者 氏名 (自署)

電話番号

(法人の場合は記名押印でも可)